

京都市訓令甲第 19 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表税務長の項第 5 号を削る。

別表総務課長の項第 11 号から第 14 号までを削る。

別表福祉介護課長の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項第 6 号中「、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例」を「及び京都市母子家庭等医療費支給条例」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とする。

別表京北出張所長の項中第 24 号を削り、第 25 号を第 24 号とし、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を第 26 号とし、同項第 28 号中「、京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例」を「及び京都市母子家庭等医療費支給条例」に改め、同号を同項第 27 号とし、同項中第 29 号を第 28 号とし、第 30 号から第 40 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)